

別紙

新 旧 対 照 表

(下線部は変更部分)

弟子屈町アイヌ施策推進地域計画

令和7年3月19日認定

令和8年3月23日変更認定

変更後	変更前
1～5 (略)	1～5 (略)
6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費 (1)～(2) (略)	6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費 (1)～(2) (略)
(3) コミュニティ活動支援事業 事業内容：4-4と同じ 事業期間：令和7年度～令和11年度 事業費： <u>48,263千円</u>	(3) コミュニティ活動支援事業 事業内容：4-4と同じ 事業期間：令和7年度～令和11年度 事業費： <u>45,263千円</u>
7～8 (略)	7～8 (略)

アイヌ政策推進地域計画

- 1 アイヌ施策推進地域計画の名称
弟子屈町アイヌ施策推進地域計画
- 2 アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称
北海道弟子屈町

- 3 アイヌ施策推進地域計画の目標

- (1) 地域におけるアイヌ文化等の現状及び課題

弟子屈町においては、町名である「テシカガ」の由来が「テシカ（岩盤）」「ガ（上）」とアイヌ語であるように、札友内（サットモナイ≡サリトモナイ「サリ（湿地）」「トム（中）」「オ（…にある）」「ナイ（小川）」、屈斜路（クッシャロ≡クッチャロ「湖の水が流れ出る川口」）と町内のほとんどの地名がアイヌ語を語源としており今も数多く残されている。

本町のアイヌ文化の歴史的な遺構として代表されるチャシ跡についても、屈斜路湖の湖畔から町を中心を縦断する釧路川流域等を中心に8箇所あり、町全域がアイヌの人々が住む地域となっていたことがわかり、本町は現在もそのアイヌ子孫が数多く住む地域となっている。

中でも本町の屈斜路コタンは屈斜路湖の南東の湖畔に位置し、一級河川釧路川の源流部に隣接するとともに阿寒摩周国立公園内にあり、コタン温泉や近隣には国有林野や農地が広がっており、アイヌの人々が最も多く住む地域である。

屈斜路コタンの遺跡は、釧路川流域の最も奥に位置する縄文早期の集落址であり、狩猟、漁労、採集を中心とする独自の縄文文化は6世紀頃まで続き7世紀に入り擦文文化期を迎える。この中で現在のアイヌ文化の原型がみられ、それに続く13～14世紀頃にかけて、狩猟、漁労、採集や一部には簡単な農耕を行う中で、自然との関わりが深く、交易を行うアイヌの文化の特色が形成された。

現在、屈斜路コタンには「屈斜路コタンアイヌ民族資料館」があり、厳しい自然との関わりの中で培われてきたアイヌの人々の生活の歴史などが紹介されている。近年の入館者数については最盛期の約20%まで減少しているものの、外国人の利用者が急増しており、展示内容の充実やソフト面の対策が求められる。

また、1858年に松浦武四郎一行が調査のため屈斜路コタンに泊まりアイヌの人々と親交があったことから、同地区には「武四郎の歌碑」が建立され歴史を伝えている。

文化振興としては弟子屈アイヌ協会、弟子屈町屈斜路古丹アイヌ文化保存会などにより、アイヌ文化の紹介や伝承活動などが行われてきた経緯もあり、今後も同地区が先住民族であるアイヌの人々の心のよりどころとなるとともに、町内外や地域の人々との交流する空間として発展することが望まれる。

しかし、近年ではアイヌ協会等の構成員の高齢化等による脱退者の増加などのため減少しており、アイヌ文化等の担い手が不足するなど、次世代への円滑な継承が課題となっている。更にはアイヌの人々の活動や生活の拠点となって

きた古丹生活館や共同浴場が老朽化によって著しく利用に支障を来すなど、改修への要望が多くなっていた。こうした屈斜路コタン地区の課題を解消し、アイヌ文化等の拠点地区として振興を図るべく、地域のニーズや実情を把握しながら、令和4年1月に「屈斜路コタン地区アイヌ文化等拠点整備事業計画」を策定して年次的にアイヌ関連施設の再整備やアイヌ文化伝承活動の取り組みを進めることとし、令和6年度には古丹生活館と共同浴場の移転改築として両施設の機能を併せ持つ屈斜路コタン多機能型生活館を新たに整備している。

※アイヌ関連団体

・弟子屈アイヌ協会

（設立：昭和44年4月20日、代表者 会長 土井 房恵、会員数16名）

※正会員10名、賛助会員6名

・弟子屈町屈斜路古丹アイヌ文化保存会

（設立：平成4年9月1日、代表者 会長 豊岡 征則、会員数37名）

※正会員20名、賛助会員17名

※アイヌ文化等関連施設

・屈斜路コタンアイヌ民族資料館

所在：北海道川上郡弟子屈町字屈斜路市街1条通14番地

現況：昭和57年4月1日設立。4月上旬から11月末まで開館。

館内にはアイヌ民族の衣装や生活に関わる道具など400点以上の資料を展示している。

・屈斜路古丹生活館

所在：北海道川上郡弟子屈町字屈斜路市街2条通61番地

現況：令和7年4月1日設立

アイヌの人々が多く住むコタン地域の生活機能の向上、加えてウタリ郷土自然公園の魅力向上を目指し、アイヌ文化の体験・伝承の場の創出を図るため、老朽化が著しかった旧生活館を廃止し、多機能型の新たなコミュニティ施設として移転改築された。

（2）アイヌ施策推進地域計画の目標

【概要】

アイヌ文化等の次世代への継承を確実なものとするとともに、地域特有のアイヌ文化等を発信し、内外におけるアイヌ関連の交流活動を活発化させ、魅力ある地域社会の形成と活動の活性化を目標とする。

（3）数値目標

事業4－1：アイヌ文化の保存又は継承に資する事業

事業4－2：アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業

K P I	地域内でのアイヌ民族文化体験学習者数				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
設定値	50人 /月平均	60人 /月平均	70人 /月平均	90人 /月平均	100人 /月平均

事業４－３：観光振興その他の産業の振興に資する事業

K P I	屈斜路コタンアイヌ民族資料館入館者数				
	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
設定値	7,000人 ／年間 (実施設計)	一人 ／年間 (内部検討)	一人 ／年間 (改修工事)	1,500人 ／年間 (内部改修完了 後開館)	10,000人 ／年間 (資料制作)

K P I	屈斜路コタンチセ利用者数				
	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
設定値	一人 ／年間	一人 ／年間	一人 ／年間 (実施設計)	一人 ／年間 (建設工事)	200人 ／年間 (運用開始)

事業４－４：地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業

K P I	生活館利用者数				
	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
設定値	4,300人 ／年間	6,300人 ／年間	6,310人 ／年間	6,320人 ／年間	6,330人 ／年間

K P I	国際交流事業への参加者（訪問者・被招聘者・受入団体を含む）				
	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
設定値	一人 ／年間	30人 ／年間	30人 ／年間	30人 ／年間	30人 ／年間

４ アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項

４－１ アイヌ文化の保存又は継承に資する事業

■ 屈斜路コタンアイヌ文化普及啓発活動・伝承者育成活動事業

古くからアイヌ民族が暮らす屈斜路コタン地区における伝承文化の掘り起こしから得られた伝承や踊り、歌、技術などを広く人々に伝えるため、文化伝承活動の実施（踊り継承、丸木舟製作などの体験学習）や舞踊、工芸、食事などの体験を通して学習できる機会を設ける。

また、近年は伝承文化の担い手不足や高齢化により次世代への文化継承が大きな課題となっており、それらの課題を解決するため、人材育成（踊り、工芸、ガイド等の担い手育成）とガイドツアーの試行（モニターツアーの実施等）を実施する。

■ 遺跡調査（チャシ跡等）及び文化財保存活用事業

屈斜路コタン地区とその周辺地域におけるアイヌ文化を色濃く残していると考えられるチャシ跡の調査を実施し、試掘や出土遺物の保存を行い、歴

史的・地域資源としての有効活用を推進する。

また、出土遺物等の保存処理・活用に取り組み、得られた成果をアイヌ民族資料館等で公開する。

4-2 アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業

■ 屈斜路コタンアイヌ文化技術伝承資料製作ほか関連事業

屈斜路コタン地域特有のアイヌ文化技術を伝承していくためのマニュアルやガイドブックなどの広報資料を製作する手法と共に、アイヌ文化伝承拠点施設（アイヌ民族資料館、多機能型生活館、チセなど）での展示や実演等、アイヌの伝統に関する理解を深めるための様々な取り組みを実施する。

■ 屈斜路コタン・アイヌ文化関連展示資料及び案内サイン等作製事業

アイヌ民族資料館は開館から40年以上に渡り地域のアイヌ文化を紹介する施設として運営してきたが、展示資料や解説パネル等の更新が必要な時期を迎えてきている。屈斜路コタンという地域の特色を生かしたアイヌ文化を伝承していくためアイヌ民族資料館の展示資料の全体的なリニューアルを行う。そのための展示方法の検討、資料作成を経て公開を行う。また拠点施設全体を対象とした案内サインや屋外解説版の作製、設置も並行して行い、地域全体を博物館とするエコミュゼのコンセプトを取り入れながら進める。

4-3 観光の振興その他の産業の振興に資する事業

■ 弟子屈町屈斜路コタンアイヌ民族資料館改修事業

弟子屈町におけるアイヌ文化振興の重要拠点であるアイヌ民族資料館の魅力を高める為、既存棟の改修及び増築による施設の再整備を行うことで展示の充実や入館者の増加を図る。収蔵スペース・研究室の拡充及び通年開館を可能とする断熱工事や空調設備の配備を含め既存棟全体の改修工事を行う。

■ 屈斜路コタンチセ建設事業

屈斜路コタン地区には数々のアイヌ儀礼で祭祀を務めた日川善次郎エカシが建てたチセが存在したが、老朽化等の事情により平成24年6月に撤去されている。以降、イチャルパ等の儀礼は生活館等で行われてきたが、チセの復活を要望する地域の声も多く、屈斜路コタンで行われてきたイチャルパなどのアイヌ儀礼行事を伝統的な方法で執り行うための施設として新たにチセを建設する。

■ 屈斜路コタンアイヌ文化交流施設建設事業

アイヌ文化交流施設は、地域のアイヌの人々が民族としての誇りをもって生活することができるよう、各々が製作した工芸品の販売スペースや文化伝承・体験スペース等を設けるとともに、バリアフリートイレも設置することで利便性を高めた施設として、来訪者と地域のアイヌ民族との交流や理解を深める機能を有した施設として整備する。

4-4 地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業

■ 高齢者（エカシ・フチ）コミュニティ活動支援事業

エカシ・フチへの聞き取り及び伝承文化の掘り起こしを行い、地域特有のアイヌ文化の内容を記録・保存する。

■ 多機能型生活館周辺整備事業

令和6年度に整備した多機能型生活館（施設名：屈斜路古丹生活館）の、地域外からの利用者のための駐車場を確保し、多くの来訪者に対応できる環境整備によって生活館やウタリ自然公園における人々の交流を活発化させる。併せて、高齢者や身障者の利便性向上を図るため、身障者用駐車場や車椅子通路を整備する。

■ 台湾原住民族文化交流事業

本町と連携協定の覚書を締結している台湾屏東県霧台郷の原住民族とアイヌ民族の方々を中心とする多岐にわたる人材交流を通じ、それぞれの文化の継承及び国際交流の促進に活かす取組を行う。

5 計画期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費

(1) 文化振興事業

事業内容：4-1及び4-2と同じ

事業期間：令和7年度～令和11年度

事業費：150,973千円

(2) 地域・産業振興事業

事業内容：4-3と同じ

事業期間：令和7年度～令和9年度

事業費：1,173,606千円

(3) コミュニティ活動支援事業

事業内容：4-4と同じ

事業期間：令和7年度～令和11年度

事業費：48,263千円

7 アイヌ施策推進地域計画が法第10条第9項各号に掲げる基準に適合すると認められる理由

(1) 「アイヌ施策の意義及び目標」との適合性（第1号基準）

「アイヌ施策の意義及び目標」に適合したアイヌ施策の推進を図るために必要な事業の記載（第2号基準）

■ 4-1に記載した事業は、屈斜路コタン地域に根付いてきたアイヌ文化を次世代に継承し、また、地域に存する文化財の新たな掘り起こし等により、アイヌ文化の歴史的認識の深化並びに保存、未来への継承に寄与するものである。

■ 4-2に記載した事業は、「屈斜路コタン地区アイヌ文化等拠点」として整備する生活館や資料館並びにチセを活用し、アイヌ文化の発信や、アイヌ文化を体験することによって、伝統の継承や理解促進を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。

■ 4-3に記載した事業は、町営施設「屈斜路コタンアイヌ民族資料館」の魅力を高めるための改修をすることによって、展示スペースの充実や通年開館化により入館者の増加に繋げる。また、資料館の付属施設として新たにアイヌ文

化交流施設を整備し、体験学習スペースなど多様な機能を設けた上で、隣接地にチセを建設することによりアイヌ文化における儀礼などを執り行うことができる場所を整備し、地域の観光振興及び産業振興を図ることができるとともに、アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現にも寄与するものである。

- 4-4に記載した事業は、地域に暮らすエカシ・フチをはじめとする地域住民のコミュニティ活動の活性化や、多機能型生活館及びウタリ郷土自然公園におけるアイヌ文化活動を軸とした人々の交流を活発化させることにより、共生社会の実現に寄与するものである。

(2) 反社会的勢力やその関係者（以下「反社会勢力等」という。）の関与の可能性（第2号基準）

4の事業については、弟子屈町の事業として実施するものであり、反社会勢力等の関与は無い。また、屈斜路コタン地区アイヌ文化等拠点整備事業は民間企業への委託を想定しているが、町の契約に係る規定により委託先において反社会的勢力等の関与を認めないため関与の可能性はない。

(3) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること（第3号基準）

■ 事業の実施主体の特定

6で記載の事業については、事業担当部署である弟子屈町まちづくり政策課及び弟子屈町教育委員会社会教育課が事業者を特定もしくは想定しており、その妥当性を検証している。

■ 事業実施スケジュールの明確性

6で添付の工程表は、事業担当部署である弟子屈町まちづくり政策課及び弟子屈町教育委員会社会教育課が特定もしくは想定している事業者からの聞き取りを踏まえて作成したものであり、その妥当性を検証している。

■ 地域住民の意見聴取

計画策定に当たり、地域のアイヌの人々へのアンケート調査や地域懇談による意見交換を行って地域課題の解決に向けた認識の共有を図り、計画内容について了解を得た。また町民委員会を設置し、地域住民の代表や関係機関からの意見を聞いている。

8 目標の達成状況に係る評価に関する事項

(1) 目標の達成状況に係る評価の手法

3に記載するKPIである地域内でのアイヌ文化体験学習参加者数・屈斜路コタンアイヌ民族資料館入館者数・屈斜路コタンチセの利用者数について、実績値を公表する。また役場内にアイヌ文化振興に関する庁内会議を設置し、目標達成状況について検証を行い、改善点を踏まえて計画期間内の事業実施等に反映する。

(2) 目標達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

時期：計画期間における毎年度3月末時点

内容：数値目標の達成状況について、毎年度4月にアイヌ文化振興に関する庁内会議による効果検証を行い、翌年度以降の取組み方針を決定する。

(3) 目標の達成状況に係る評価結果の公表手法

目標達成状況に係る評価結果については、町HPに公表する。